

大和市告示第225号

大和市認可外保育施設運営支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年12月18日

大和市長 大 木 哲

大和市認可外保育施設運営支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市認可外保育施設運営支援事業補助金交付要綱（平成25年大和市告示第211号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、」を「のうち、子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱（平成28年8月9日府子本第506号内閣総理大臣通知「子どものための教育・保育給付費補助金の国庫補助について」別紙。以下「国要綱」という。）及び」に、「）及び」を「）に定めるものに対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、」に改める。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条中「補助施設」を「補助事業者」に改め、「完了した」の次に「日（補助事業を中止又は廃止した場合は、その承認を受けた日）の属する」を加え、同条を第11条とする。

第9条中「補助施設」を「補助事業者」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「補助施設」を「補助事業者」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「補助施設」を「補助事業者」に改め、「補助金の交付の対象となる事業（以下「」及び「」という。）」を削り、同条を第8条とする。

第6条中「補助金の交付の決定を受けた補助対象施設（以下「補助施設」という。）」を「補助事業者」に改め、同条第4号中「第2条」を「第3条」に改め、同条を第7条とする。

第5条各号列記以外の部分を次のように改める。

規則第6条第2項の条件は、次のとおりとする。

第5条中第2号を第5号とし、第1号後段を削り、同号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 市長の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

第5条に第1号及び第2号として次の2号を加え、同条を第6条とする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、速やかに市長

の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。

第4条中「補助対象施設」を「補助の対象者」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、県要綱別表第2欄に定める基準額又は同表第3欄に定める対象経費の実支出額のいずれか少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第3条を削る。

第2条の見出しを「(補助の対象者)」に改め、同条中「補助金の交付の対象」を「補助の対象者」に、「(以下「補助対象施設」という。)」を「を経営する者」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第5号中「又は認可化移行計画の期間内に満たす見込みがあること」を「(施設の設備については、認可化移行計画の期間内に当該基準を満たす見込みがある場合を含む。)」に改め、同号ア(イ)中「基準(」の次に「ただし、」を、「規定する保育士の数」の次に「(以下「児童福祉施設基準保育士数」という。)」を加え、「保育従事者」を「保育に従事する者」に、「当該保育士の数の3分の1以上」を「かつ、児童福祉施設基準保育士数の3分の1以上の数」に改め、「看護師」の次に「(准看護師を含む。)」の資格を有する者(以下「看護師等」という。)」を加え、「ものに限る」を「施設であって市長が認めるものについては、認可化移行計画の期間内に当該施設が児童福祉施設基準保育士数以上の数の保育士を配置することを条件として、当該基準を満たしているものとみなすことができる」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) 利用定員 20人以上

第2条第5号イ(イ)中「基準(」の次に「ただし、」を、「規定する保育士の数」の次に「(以下「小規模保育事業A型基準保育士数」という。)」を加え、「保育従事者」を「保育に従事する者」に、「当該保育士の数の3分の1以上」を「かつ、小規模保育事業A型基準保育士数の3分の1以上の数」に、「ものに限る」を「施設であって市長が認めるものについては、認可化移行計画の期間内に当該施設が小規模保育事業A型基準保育士数以上の数の保育士を配置することを条件として、当該基準を満たしているものとみなすことができる」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 利用定員 6人以上

第2条第5号ウ(イ)中「基準(」の次に「ただし、」を、「3分の1以上」の次に「数の」を加え、「ものに限る」を「施設であって市長が認めるものについては、認可化移行計画の期間内に当該施設が同条2項に規定する保育士数以上の数の保育士を配置することを条件として、当該基準を満たしているものとみなすことができる」に改め、同号ウに次のように加える。

(ウ) 利用定員 6人以上

第2条第5号エに次のように加える。

(ウ) 利用定員 6人以上

第2条第5号を同条第4号とし、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(補助事業)

第2条 補助事業は、県要綱第2条第1号に規定する認可化移行運営費支援事業とする。

別表中「第11条」を「第12条」に改め、同表第1号様式の項中「第4条、第7条及び第8条」を「第5条、第8条及び第9条」に改め、同表第2号様式の項及び第3号様式の項中「第4条及び第6条」を「第5条及び第7条」に改め、同表第4号様式の項、第5号様式の項、第6号様式の項及び第7号様式の項中「第6条」を「第7条」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市認可外保育施設運営支援事業補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日に改正前の大和市認可外保育施設運営支援事業補助金交付要綱の規定によってした申請、決定その他の手続は、新要綱の相当規定によってした申請、決定その他の手続とみなす。